

## 第67号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年11月24日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

人事院勧告等を参考に、一般職の職員の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の130を、12月に支給する場合においては100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

第2条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130を、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

#### 附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

人事院勧告等を参考に、一般職の職員の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

期末手当について、次のとおり支給率を引き下げる。（第1条及び第2条関係）

		改正する手当	(1)改正案 (R3. 4. 1 施行)		(2)改正案 (R2. 12. 1 施行)		現 行	
			6 月期	12 月期	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期
			支給率	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率
一 般 職	再任用職員 以外	期末 手当	127.5 /100	127.5 /100	130 /100	125 /100	130 /100	130 /100
	再任用職員		72.5 /100	72.5 /100	72.5 /100	72.5 /100	72.5 /100	72.5 /100
	再任用職員 以外	勤勉 手当	95 /100	95 /100	95 /100	95 /100	95 /100	95 /100
	再任用職員		45 /100	45 /100	45 /100	45 /100	45 /100	45 /100

3 施行期日

- (1) 2の表中(2)の規定 令和2年12月1日
- (2) 2の表中(1)の規定 令和3年4月1日